

一緒に市制 50 周年を盛り上げましょう！

尾張旭市制
50周年記念

市民

お祝い事業

を募集します。

ともにつなごう あさひの歩み・いま・未来

市民お祝い事業とは

市制 50 周年を記念して、市民や団体、地域コミュニティ、事業者などの皆さんに企画・実施していただくイベントなどです。

認定を受けると

イベントに「市制 50 周年記念」や「祝 市制 50 周年」などの名称をつけたり、「市制 50 周年記念ロゴマーク」を使用したりすることができます。また、市がイベントの告知などのお手伝いをします。※認定の詳細は裏面をご覧ください。



すくすくのびのび
尾張旭市

ロゴマーク

市民お祝い事業 の募集概要

市制 50 周年を盛り上げるため、市民や団体等の皆さんに企画・実施していただくイベント「市民お祝い事業」への申請を募集しますので、ぜひ皆さんご応募ください!

募集内容

対象者

- ①市制 50 周年をお祝いして下さるかた
- ②市制 50 周年を機に、尾張旭市を市内外に PR して下さるかた

対象事業

- ①子どもから大人まで、まち全体で市制 50 周年をお祝いする事業
- ②まちの魅力を知り、体感し、ふるさと意識や愛着を育む事業
- ③歴史と功績を振り返り、未来へと引き継がれる事業

実施期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※次に該当する事業は対象となりません。

- ①特定の対象者に限定した事業
- ②法令若しくは公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- ③特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがある事業
- ④特定の団体の営利又は宣伝のみを目的とする事業
- ⑤尾張旭市の名誉を傷つけ、若しくは信用を失墜し、又はそのおそれがある事業

市民お祝い事業の流れ

01 申請書の提出

事業実施の 2 か月前までに申請書を事務局に提出
(申請書は事務局で配布、市ホームページからもダウンロード可)



02 認定書の発行

※申請から認定まで、おおよそ 2 週間程度必要となります。



認定を受けると

- 皆さんのイベントに「市制 50 周年記念」や「祝市制 50 周年」等の名称をつけることができます。
- 市制 50 周年記念ロゴマークを使用することができます。
- 皆さんのイベントの開催を市ホームページなどで告知します。



03 事業の実施



04 実績報告

事業の完了から 30 日以内に実績報告書を事務局に提出

注意事項

認定によって、市から助成金や補助金が交付されるものではありません。
なお、国や財団等の助成対象となる場合もありますのでご相談ください。